

## 介護保険負担限度額認定申請(食費・居住費(滞在費)の減額)について

施設入所者(ショートステイ含む)の方の「食費」と「居住費(滞在費)」については、全額利用者負担となりますが、所得が低いかつ資産の額が一定以下の方の施設利用が困難とならないよう利用者負担の減額の制度が設けられています。減額を受けるには申請手続きが必要です。

### ◆この制度をご利用いただける方

次の要件全てに該当する方にご利用いただけます。

- ①本人を含む世帯員全員が市民税非課税であること。
- ②配偶者(内縁、別世帯を含む)が市民税非課税であること。
- ③本人の預貯金等総額が1,000万円(夫婦の場合は、2,000万円)以下であること。

### ※令和3年8月から預貯金等の基準について一部次の通り変わります。

第1段階	単身	1,000万円以下	夫婦	2,000万円以下
第2段階	単身	650万円以下	夫婦	1,650万円以下
第3段階①	単身	550万円以下	夫婦	1,550万円以下
第3段階②	単身	500万円以下	夫婦	1,500万円以下

※また、上記の要件を満たさない場合も申請して認められた場合に、食費・居住費の特例減額措置を受けることができます。詳細は「市民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について」のパンフレットをご確認ください。

注意事項：給付制限により、利用者負担額が3割または4割に引き上げられた方は①～③の全ての要件を満たしても減額の対象になりません。

### ◆この制度の対象となるサービスと食費・居住費の自己負担額の目安(日額)

#### ●対象となるサービス

居宅サービス…(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護

施設サービス…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

○負担限度額(1日につき) ※令和3年8月から負担限度額の段階や食費が変わります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多居室	従来型個室	多居室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で ・高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
		820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から 600円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階2段階以外の人(令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
	令和3年8月から 第3段階① 本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は( )内の金額になります。

○基準費用額(1日あたり) ※令和3年8月から食費の基準費用額が変わります。

利用者負担段階が第1段階から第3段階以外の方 (施設により料金が異なります。)	居住費等				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多居室	従来型個室	多居室	
	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円 令和3年8月から 1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は( )内の金額になります。

### ◆申請先

- 下関市介護保険課(本庁舎西棟2階青色A5番窓口)
- 各総合支所市民生活課
- 本庁の各支所

◆この制度を利用するためには申請が必要です

●お手続きに必要なもの

①介護保険被保険者証

②本人とその配偶者の預貯金等の金額がわかる全ての書類（通帳、有価証券等）

※有価証券等を所有している場合は、その評価額がわかる書類

③成年後見人が申請する場合は、登記事項証明書

④本人とその配偶者のマイナンバーを確認できる書類

⑤窓口に来られた方の本人確認書類（顔写真付き 1 点、なければ 2 点）

※市民税の申告について

65歳未満の世帯員の方で、収入がない場合等で、確定申告の必要がない場合も、市民税の申告が必要です。

対象となる資産の種類	必要な書類
<p>預貯金</p> <p>※本人、配偶者名義の<u>すべての預貯金</u>が対象</p> <p>※残高が少額である場合も添付が必要</p>	<p>通帳の写し</p> <p>※インターネットバンクの場合ウェブサイトの写しも可</p> <p>①金融機関名・支店名・口座番号・名義の記載ページ</p> <p>②申請日の2ヶ月前から直近残高までの明細のページ</p> <p>③定期預金の記載ページ、または証書</p> <p>※総合口座等をお持ちの方は、通帳に定期預金等のページがありますので、残高が無くても該当ページの写しが必要です。</p> <p>※普通預金額がマイナスの場合は、定期預金があります。</p> <p>※明細ページに「定期積立」などの記載があれば、別に定期積立通帳や証書がある可能性があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券(出資証券を含む)</li> <li>・投資信託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の場合、証券会社の発行する評価額の分かる書類の写し</li> <li>・出資証券の場合、銀行の発行する出資証券の写し</li> </ul> <p>※通帳に出資の記載アリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託の場合、信託銀行の口座名義等と口座残高の写し</li> </ul>
<p>金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属</p>	<p>購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所</p> <p>の写し</p> <p>※ウェブサイトの写しも可</p>
<p>現金</p>	<p>申請書に現金保有額を記入する。</p>

◆この制度に関するご質問等は、下記までお問い合わせください

下関市役所介護保険課	〒750-8521 下関市南部町1番1号	TEL 083-231-1139
菊川総合支所市民生活課	〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝 1480 番地 1	TEL 083-287-4006
豊田総合支所市民生活課	〒750-0421 下関市豊田町大字殿敷 1918 番地 1	TEL 083-766-2687
豊浦総合支所市民生活課	〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚 6895 番地 1	TEL 083-772-4021
豊北総合支所市民生活課	〒759-5592 下関市豊北町大字滝部 3140 番地 1	TEL 083-782-1924